

（仮称）甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の背景

平成 24 年 8 月に公布された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法（以下「法」という。）の改正により追加された法第 34 条の 8 の 2 に基づき、法第 6 条の 3 第 2 項で規定する放課後児童健全育成事業（本市における「児童クラブ」）の設備及び運営に関する基準を条例として定めるものです。

2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する主な基準

区 分	主な基準の概要
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象児童（条例第 5 条第 1 項） ：留守家庭の小学生（小学 1 年生～小学 6 年生） 〔現行：概ね 10 歳未満（小学 3 年生）の留守家庭の小学生〕
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専用区画の面積（条例第 10 条第 2 項） ：児童 1 人につき概ね 1.65 m²以上 〔現行：規定なし（児童 1 人：1.33 m²～3.30 m²）〕 ◆ 専用区画（条例第 10 条第 1 項） ：静養室を含んで整備 〔現行：規定なし〕
運営の基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援の単位（条例第 11 条第 4 項） ：1 児童クラブあたり 40 人以下 〔現行：利用定員：15 人～100 人〕 ◆ 職員（条例第 11 条） ：支援の単位ごとに放課後児童支援員（新設）2 人以上を配置

3 条例の内容

- (1) 条例の題名は、「甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」とします。
- (2) 法第 34 条の 8 の 2 第 1 項に基づき条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に定めるとおりとします。ただし、本市では、暴力団排除条例を制定済であることから、暴力団の排除に関する規定を市独自基準として設けることとします。
- (3) この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日が予定されています）とします。